宇治市政だより

1/11
昭和58年
（1983年）
第617号

発行 宇治市
編集 文書広報課
宇治市宇治琵琶33番地
電話 ㉒3141㈹
●毎月1日・11日・21日発行

工業統計調査にご協力を

近日中に調査票の回収にお伺いしますのでよろしくお願いします。

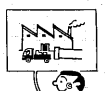

総合福祉会館　福祉の中核施設が完成

福祉の環境整備要綱を全て適用

1月19日オープン

市民の皆さんに待たれていた総合福祉会館がいよいよ一月十九日に開館します。三月までは、諸事業の準備を進めながら試行期間として開館し、四月から本格的な活動を始めます。建物は三階建てで、一階は身体障害者、二階は老人、三階は婦人と子どもを対象とした各福祉センターからなっています。どしどしお気軽にご利用ください。

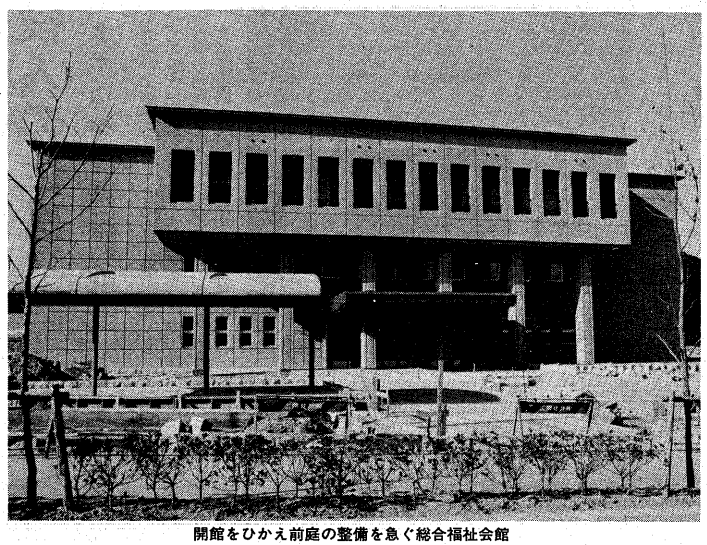

開館をひかえ前庭の整備を急ぐ総合福祉会館

このほど完成した総合福祉会館は、五十五年末、社会福祉協議会など福祉関係の十三団体から「宇治市の福祉事業推進の拠点」をとの要望が出されたのを、市が五十六年度の実施計画に盛り込み、五十七年三月から建設していたものです。今月十九日に開館式が行われ、三月までは試行期間として諸事業の準備も進めながら開館し、四月から本格的な活動を始めます。

建物は鉄筋コンクリート三階建てで、延床面積は、約二千三百五十平方㍍。総事業費は約五億三千万円で、年金積立金還元融資も受けています。

一階は身体障害者、二階は老人、三階は婦人と子どもを対象とした各福祉センターからなっています。特徴は、昨年二月に施行された「福祉の町づくりのための環境整備要綱」を全面的に取り入れている点です。エレベーターやトイレ、階段などに点字ブロックを敷設しているのをはじめ玄関と各階エレベーター前にはモニター用のテレビカメラを設置し、一階の事務室で事故がないか見守るようになっているなど、どの部屋の設計や設備も障害者やお年寄りの利用を考えた心遣いが感じられます。このほか、屋上に太陽熱を利用したソーラーシステムを取り入れ、身障者と老人用の浴室の湯を供給しています。

運営は、運営協議会を置いて進めていくことになっており、老人福祉センターを除いた部分の具体的な管理運営は、社会福祉協議会が担当します。

社会福祉協議会は、一月八日から、総合福祉会館の一階事務室で業務を始め、分庁舎で行っていた各種相談も二月から同会館で受け付けます。

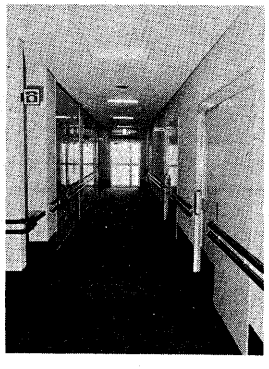

通路の両側にも手すりが取り付けられている

今後の課題は福祉の町づくり

総合福祉会館は施設に入っておられない、在宅の老人や身体障害者や子どものための福祉の中核施設として完成しました。市では、今後はこの総合福祉会館を活用し、民生委員さんやボランティアの皆さんに中心になっていただいて、地域の婦人の方々など市民の協力をえて福祉の町づくりを進めていきたいと考えています。

また、ボランティアの養成も急がれます。一月二十二日から三カ月かけて、「第一回ボランティア養成講座」が総合福祉会館で開かれますが、今後も毎年、社会福祉協議会と福祉事務所が共催し養成講座を開いていきます。

さらに、会館の諸施設を利用して障害者やお年寄りの間で、サークル活動が活発に行われるように期待しています。

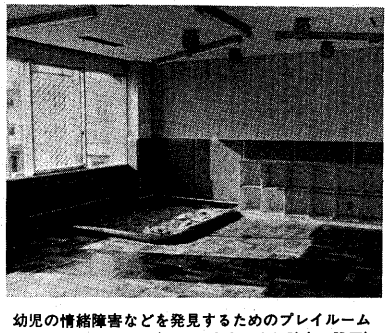

幼児の情緒障害などを発見するためのプレイルーム
（3階の家庭児童相談室に設置）

障害者の機能訓練や老人の憩いの場に

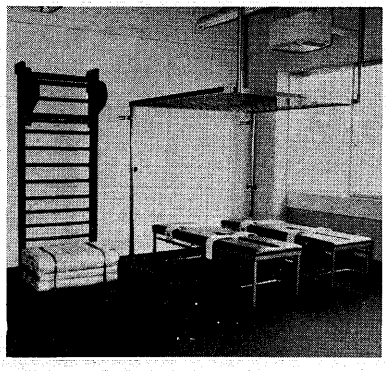

身障者の訓練機器が入った日常生活訓練室

一階は、身体障害者福祉センターで、障害の程度に応じて歩行やまの機能回復訓練に取り組むための日常生活訓練室や、陶芸や織物など創作活動のできる作業工作室、点字図書、テープ図書などを備えた図書室などが配置されています。

二階は、六十歳以上のお年寄りの憩いと研修などに利用していただける老人福祉センターです。機能の退化を防ぐための機能回復訓練室では、運動機器で軽い運動が楽しめます。また、明るい採光の広い浴室と、多目的に使用できる四つの和室も設置。

三階には、三室戸福祉園にあった家庭児童相談室（☎23 8698）が十一日から入り乳幼児の発達遅滞などの相談を受けます。このほか、料理講習会や託児室などを設けています。

幅広い要望に応えられる施設となっており、今後の活用が期待されます。

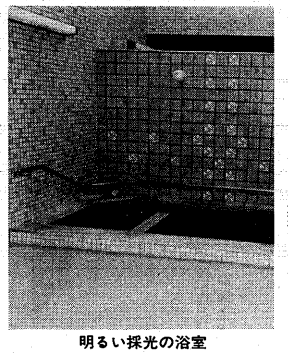

明るい採光の浴室

障害者と老人に利用証を発行

六十歳以上のお年寄りと身体障害者の申請された人に利用証を発行しますので、それを示してご利用ください。団体などの使用には、地区公民館と同様に、一週間前までに申請が必要です。詳しいことは、総合福祉会館（☎22 0600）へお問い合わせください。

▽場所　宇治琵琶四十五（宇治市役所から南へ五百㍍）
▽開館時間　午前九時～午後五時。ただし、夜間も開館することもあります。
▽休館日　月曜日と木曜日、国民の祝日、年末年始（十二月二十七日～三十一日、一月一日～四日）

飛鳥時代の建物跡発見

菟道　羽戸山遺跡

工人か役人の住居

すずりや須恵器も出土

市教育委員会では、去年十一月から羽戸山遺跡（菟道）の発掘調査を実施。このほど、瓦（かわら）を焼いた工人や役人が居住した建物跡やすずりなどを出土しました。

建物群などが見つかったのは、弥生時代後期の竪穴住居、祭祀跡などが確認され、市内唯一の高地性集落として注目をあびた羽戸山遺跡の丘陵西側端部です。また、昨年二月日本で最古の瓦窯跡（隼上り瓦窯）が見つかった丘陵地から南約百㍍の地点です。

出土したのは地表下約五十㌢の地点から七世紀（飛鳥時代）の掘っ立て柱式建物六棟をはじめ、同時代の須恵器のすずり（円面硯）の破片、瓦窯跡から出土したものと同じ瓦片など。さらに深い層から弥生時代の矢ジリや古墳時代の建物跡一基も出土しました。

この結果、六棟の建物が整然と配置され、日常生活に使った土器類が出ていることから、瓦窯で働いていた工人たちが居住していた集落、または、工人を管理する役人が詰めていた役所ではないかと思われます。そしてすずり（円面硯）が出土したことから、ここに文字を書ける人、また書く必要があった人が住んでいたのではと考えられています。

この羽戸山遺跡は一昨年の八月にも発掘調査が行われ、標高六十八㍍から七十二㍍の丘陵部分で、竪穴式の住居跡の土中から弥生式土器の高杯（たかつき）の破片が出土、さらに、南西斜面の住居跡にはかまどが設けられ、この中から古墳時代後期と思われる土師器（はじき）のかめが出土し、昨年二月に発掘された飛鳥時代の瓦窯跡との関係が注目されていました。

この遺跡の一部は、弥生時代にさかのぼるものの、その中心は七世紀中葉から後半にかけてのものであり、隼上り瓦窯の廃絶と同時期に整備されています。このため、隼上り瓦窯跡と羽戸山遺跡の地理的関係からみてみますと、両者に何らかの有機的関係が想定できますが、遺跡の一部は後世の削平により欠失しており、今後の調査・研究の中でさらに明らかにしていくことにしています。

私たちの住む宇治は、古くから文化の栄えた、歴史のある地です。埋もれた祖先の足あとから、私たちの郷土のあゆみを学ぶことは現代に生きる者にとって大切です。

ふるさと宇治を後世に伝えるために、文化財を大切にしましょう。

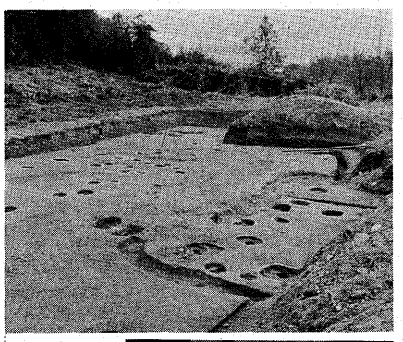

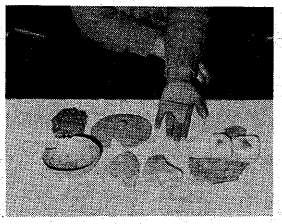

㊤六棟の建物跡が見つかった発掘現場㊦出土したすずり（円面硯）の破片（手の上）や瓦、須恵器など。

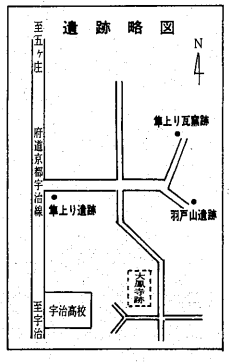

威勢よく茶の初荷

正月の四日、のぼりや旗をなびかせて、特産宇治茶が初荷――。

そろいのハッピ姿の店員のみなさんが、三台のトラックに土産、せん茶など約七㌧を次々に積み込み、「初荷」「宇治茶」のノボリを立てて、京阪神、東京、北九州に向かいました。

▲不景気を吹っ飛ばせ……宇治茶の初荷

カメラ・ルポ

おみこし正月に走る

初あがたにぎわう

お正月にみこしがくり出すという、全国でもめずらしい県神社のお祭り。正月五日、ハッピ姿の子どもたち約百人にかつがれたおみこしは、威勢よく打ち鳴らす太鼓を先頭に「ワッショイ、ワッショイ」のかけ声も勇ましく町内を練り歩き、初あがたムードを盛り上げました。

◀元気に町を練るおみこし

増える二輪車事故

市民の手でストップ

近年、通勤や貨物にモーターバイクを利用される市民が増えています。なかでも主婦の間では手軽さから高い人気を集めています。

しかし、モーターバイクの増加とともに事故も増えています。昨年十月末までのバイクが関係した事故は四千百八十六件（京都府警調べ）で、全体の三〇％を占め、死者はすでに三十一人となっています。

事故は大きな交差点で直進のバイクと、対向から右折する乗用車との衝突や道路を横切ろうとする歩行者にバイクがぶつかるケースなどが目立っています。

市内でも、道路の右側や歩道を走ったり、方向指示器を出さずに出かけたりする人があります。自分自身を交通事故から守るためにも、正しい運転をして楽しいドライブを続けてください。

◇

▽交通信号を必ず守りましょう。

▽必ずヘルメットを着用しましょう。

▽四つ角では、一旦とまって左右の安全を確かめましょう。

（交通労政課）

消費者コーナー ㊷

今回から消費生活モニターのグループ研究のまとめをご紹介しましょう。このグループ研究は、日常生活の上で感じた疑問などを、一歩踏み込んで考えてみるものです。

◇

生活様式の多様化と繊維製品の開発が、ドライクリーニングの需要をますます高めています。そしてトラブルも多くなっており、Aグループではクリーニングの利用実態を知りたいと考えました。

クリーニング事故約30％が経験

まず、市内に住んでいる百人にアンケート調査を実施。結果の中でクリーニング店への不満について、"ある"と答えた人が三一％、"ない"という人が六九％であり、不満の内容は「汚れの落ちが不十分」「ちぢみや色あせ」「仕上げの悪さ」「料金表示がない」などがありました。また、同じく三一％の人が、クリーニング事故の経験があると答えています。

クリーニング工程を見学

取次店方式のクリーニング工場と個人経営のクリーニング店を見学し、このアンケートに基づいて話を聞きました。取次店方式の工場はすべて機械化され、コンピューター制御で洗っていました。ワイシャツは百枚を一度に洗い、のりづけをして機械から出てくるのです。

ボタンが溶ける事故について聞いてみると、どちらの店も「ボタンの材質が複雑なので、溶けそうなものにはアルミホイルで包装し洗う」とのことで、かなり気を付けているようでした。

しみ落ちの不十分な点について、取次店の工場では「水洗いで落ちるものがあるが、繊維の種別や基準にして洗っているためです」と、また個人経営の店では「表示ラベルは目安で、ドライか水洗いかは自分で決める」と言われました。

さらに、京都府クリーニング事故賠償審査委員会の記念行事に参加させてもらい、トラブルのあった洗濯物の展示も見ました。

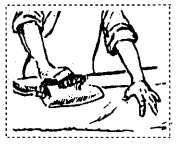

クリーニング

トラブルなくす点検を

消費生活モニター　Aグループ

汚れたら早めに出そう

消費者として注意する点は、クリーニングに出す段階で、①汚れたら早く出す、②大切なボタンは必ず取る、③しみの種類と場所を告げる、④繊維の種類や洗い方など、表示のない衣類はその場で相談、⑤破れ、ほころびは直してから、⑥カーテンやカーペットなどは特に注意して、のクリーニング店とのコミュニケーション をはかるなどです。

保存上の注意は、①必ずビニール袋から出して乾燥させる、②汚れが落ちているか確かめるなどが大切なことです。

（商工観光課）

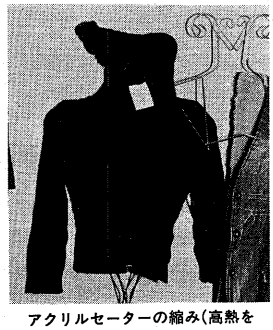

アクリルセーターの縮み（高熱をかけたため）

育成学級

入級申請の受付

2月4日から

市教育委員会では、市内の小学校に在学する児童のうち、保護者が共働きなどの理由により保護に欠ける児童を対象に小学校ごとに育成学級を開設しています。

この育成学級の五十八年度の入級申請を受け付けますので、入級希望の保護者は両親の勤務証明書など手続きに必要な書類をご準備ください。

申請用紙は各学級と社会教育課にあります。くわしくは、「入級のしおり」をご覧ください。

〈受付日程〉

◆2月4日(金)…各小学校内の育成学級で午前9時から正午まで。

◆2月14日(月)～26日(土)…市教育委員会社会教育課で、午前9時半から午後4時半まで。ただし、土曜日は午前11時半までです。

なお、現在入級している児童で引き続き入級を希望される人も申請が必要です。

問い合わせは、育成指導室(㉒3141内線476、484)まで。（社会教育課）

夏休みの給食の時間（槇島小の育成学級）

宇治に生きる ⑥

橋本博文君(20)
成人の日のつどい実行委員会委員長

"20歳"その出発点に

宇治市の成人式の催しが、新たに成人となる人たちで構成する実行委員会形式として、企画・運営するようになって八年目。今年も新成人二千二百六十一人の中から十八人の実行委員が無作為で選ばれた。そして委員長は橋本博文君に決まった。

「最初はいやだといったんですが、だれかがやらねばならないしなんとかなるだろう」と委員長役を引き受けたと言う橋本君。

成人の日のつどいの企画を立て、委員会員が役割分担し、一つの目標へ進む途中には、当然意見の対立もあったはずだ。橋本君は「だれかと対立関係になってしまえば話は進まない。相手の立場になり、全体をみてまとめる」と。「橋本君は自分の意見を押し付けない、納得するまで話す」と他の委員。そこには、高校時代の野球部キャプテンとして部をまとめた経験が生きている。

この実行委員会が始まった頃はなかなか話も進まなかったが、今では片談をいいながらも決めることは決めるまでに打ちとけた。

「会議のある日が待ちどおしい、会議のあとも話がつきない。役割が終わってもみんなとの付き合いは続けたい」と橋本君は言う。

"二十歳"ということについて橋本君は「自分の誕生日よりも成人の日のほうが二十歳になるイメージが強い、人生の区切りであり、出発点にしたい」と語る。

この成人の日のつどいに参加した人たちが、自分自身にとっての"二十歳"を考えてくれることとそ、橋本君たち委員みんなの願いではないだろうか。（はしもとひろみくん、木幡御蔵山在住）

冗談をいいながら会議は進む

家庭料理教室

▼とき…1月26日(水)、午後1時から▼ところ…宇治労働セツルメント▼内容と講師…①「大根と健康について」の話＝京都青果合同株式会社近郷そ菜部長・高川清一郎さん②「漬大根」を使った家庭料理＝料理研究家・星野美智子さん▼受講料…無料。ただし、材料費千円が必要▼定員…40人（先着順）▼申し込み…材料費を添えて申し込みを。（宇治労働セツルメント）

市民歩こう会

▼とき…1月15日(日)、午前9時出発▼集合…午前8時半宇治市公民館前▼行程…宇治市公民館→東海自然歩道（志津川）→喜撰山ダム→外畑→立木観音（解散）、約17㌔▼注意…雨天の場合は1月23日(日)に順延、雨具、弁当を持参のこと。（市民体育課）

新春手づくりたこあげ大会

▼とき…1月16日(日)、雨天の場合は23日(日)に順延▼受け付け…午前11時～正午（必ずたこを持参のこと）▼ところ…太陽が丘陸上競技場▼参加規定…①手づくりの和だこであることの小だこの部＝一辺60～150㌢以内②たこ足、たこ糸は自由▼参加料…無料▼問い合わせ…府立山城総合運動公園(☎24－1313)へ。受け付け後、図柄審査とたこあげ競技を行います。（市民体育課）

市民スキー教室

▼とき…1月30日(日)▼行き先…滋賀県マキノスキー場▼参加資格…市民、市内通勤者▼参加料…大人二千三百円、小人（小学生以下）千九百円▼定員…250人（先着順）▼申し込み…1月11日から受け付け、参加料を添えて市民体育課へ▼注意…今年度の市民スキー教室は今回限り、貸スキーの受け付けも同時に行います。（市民体育課）

教育長杯争奪弓道大会

▼とき…2月27日(日)、午前9時～正午▼ところ…陸上自衛隊関西地区補給処弓道場▼競技内容…近的競射、個人戦＝女子の部、男子初級の部（2段以下）、男子十級の部（3段以上）とも8射（4矢2立）▼参加資格…市民、市内通勤通学者、協会会員▼参加料…社会人四百円、学生・生徒二百円▼申し込み・問い合わせ…河野弥一さん（☎㉓3027）か体育協会事務局（☎㉜1905）へ、1月24日(月)必着のこと。（市民体育課）

犬・猫の引き取り

▼とき…1月11日(火)▼ところ…木幡公民分館＝午前10時40分、小倉公民館＝午前10時50分、旦椋公会堂＝午前11時10分、宇治保健所＝午前11時20分。（宇治保健所）

訂正

▼市政だより十二月二十一日号の四面、"農業委員選挙人名簿を調整"というお知らせのなかで、申請用紙は、二月十日までに農業委員会事務局が最寄りの農協各支店へとなっていましたが、一月十日の誤りでした。訂正しておわびします。

なお、申請書をまだ提出されていない人は、至急提出してください。

宇宙教室

冬の澄みきった夜空に見える星や、神秘的な宇宙の世界を江上式プラネタリウムで学んでみませんか。天気がよければ、天体望遠鏡で月や星を観望します。

▼日程と対象…左表▼時間…いずれの館も午後7時～9時▼テーマ…「冬の星空と宇宙の生命」▼講師…京都市立青少年科学センター学芸員・江上賢三さん▼申し込み…希望される館へ、電話か直接来館し申し込んでください。

宇宙教室日程表

公民館名	実施日	事業の名称	対象	定員
宇治市公民館	1/22(土)	第4回 宇宙科学教室	市内在住の親子（小学校4年生～中学生・親子同伴）	80名
宇治市木幡公民館	1/25(水)	第2回 親子天文教室	同上	50名
宇治市小倉公民館	1/27(木)	第20回・ジュニア教室	小学校4年生以上の児童及び中学生（保護者が同伴されても結構です）	―

ふるさとの民話講座
～郷土の民話の採集と再話～

民話は、ふるさとの歴史や昔の人の暮らしを知る大きな手がかりであると同時に、子どもにとって楽しい夢のあるお話です。

あなたの手で、この宇治や山城に伝わる民話を採集し、再話、再創造をしてみませんか。

▼日程・左表▼時間…午前10時～正午▼会場…宇治市小倉公民館▼定員…30人▼申し込み…往復はがきに「ふるさとの民話講座」受講希望と明記、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、1月20日までに小倉公民館へ。応募多数の場合は抽せんで決定します。

▼保育…二歳以上の子どもも保育を希望される人は、子どもの氏名、性別、生年月日を受講申し込みの時に記入ください。定員は15人。おやつ代として三百五十円が必要。（小倉公民館）

ふるさと民話講座日程表

	月日	テーマ	講師
1	1/25(水)	開講式 オリエンテーション「民話とは」	小倉公民館 大西義祐館長 児童文学研究者 菅野信賀さん
2	2/1(水)	民話の採集から再話まで	児童文学作家
3	2/8(水)	民話の採集について（実習）	
4	2/15(水)	採集後の整理の仕方	吉橋通夫さん
5	2/22(水)	再話の仕方について（実習）	
6	3/1(水)	再創造と創作について（実習）	
7	3/8(水)	学習のまとめ	公民館職員

公民館のお知らせ

◎宇治市公民館…宇治里尻71の9（☎㉑2804）
◎宇治市木幡公民館…木幡内畑34の7（☎㉜8290）
◎宇治市小倉公民館…小倉町寺内91（☎㉒4687）

私の台所 宇治の特産 ①

フキ

私たちが住む宇治には数多くの特産物があります。その特産物のなかから、季節おりおりの野菜などを取りあげ、その簡単な説明や料理方法などを紹介するシリーズを企画しました。

第一回目は、フキです。

◇

「氷雪の中にあり と雖（いえど）も時至らば芽を生ず。香味極めて口にすべし」とは、フキをたたえる貝原益軒の言。一方、中国でも歌冬（冬を喜ぶ）と書くくらい、精が強い。

フキは、キク科多年性で、日本原生の植物。九州から北海道まで広く自生し、古来より、端境期の野菜として重宝された。豊かな香りと独特の歯ざわりが、炊き合わせなどの日本料理にぴったりだ。

宇治での栽培は新しく、減反政策に合わせて、米にかわる作物として導入された。品種は愛知早生で、現在十三戸が栽培。耕作面積は三㌶ながら、京阪奈の市場へ二百トンを出荷。「宇治フキ」として評価は高く、家庭に届く時には一束百五十円ぐらいに。

収穫は年一回。宿根性だが六月に種根を掘り起し冷蔵するのがみそ。これは低温状態でフキの休眠を破り、秋に芽ぶくようにさせる人間の知恵。冬が過ぎたとたんまされたフキは、ハウスでぬくぬく育ち、需要の集中する正月前に出荷される。

これでは季節感もなくなり、「五月フキに六月タケノコ」などの警句は今や死語同然になった。

九五%まで水分、精油と苦み質の作用により、消化、食欲増進、去痰（たん）剤としての効果大。反面、アクも強く、生の皮をむくと手が真黒になる。適当に切りそろえて、一旦ゆでれば解消するが、むく手間が大変。しかし、最近のものは、ハウスで軟白されているのか、アクも弱めである。

料理法は従来の煮物に加え、洋風の牛肉まき、油いためなどが工夫され、アルミホイルで包み蒸し焼きにするとおつな酒のさかなになるとか。砂糖づけにしても、ほのかな香りがあり、お茶うけに最適。

フキを料理する（小倉公民館で）

お願い

毎月、お子さんの写真を掲載していますが、先月は応募者がありませんでした。

五十七年一月生まれのお子さんを募集しています。文書広報課へご連絡ください。

老人医療 受診方法がかわります

2月1日から老人保健法が施行

医療費の一部が自己負担に

40歳以上に保健サービス

老人保健法が昨年八月に成立し、二月一日から施行されます。老人保健では、お年寄りの「医療」と壮年からの一貫した「保健事業」を行い、老後の健康の保持と適切な医療の確保をめざします。また、老人保健の実施はすべて市が主体となって運営されます。主な内容は次のとおりです。

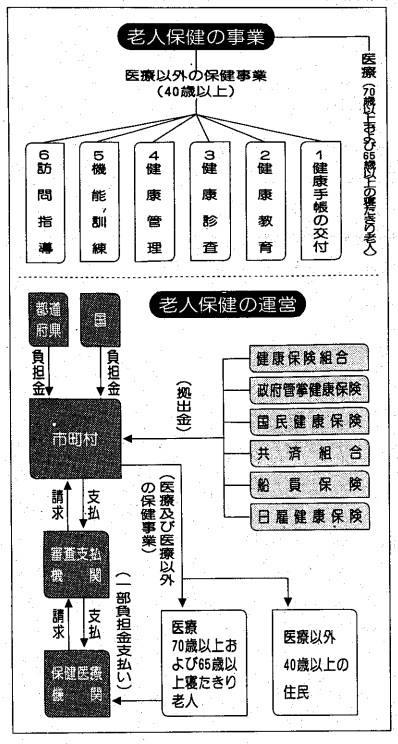

医療

お年寄りの医療はすべて老人保健で

二月一日から、七十歳以上の人（ねたきり状態の人は六十五歳以上）はすべて老人保健で医療機関にかかることになります。

現在どのような健康保険に加入していても、健康保険に加入している人はみんな七十歳（ねたきりの人は六十五歳）を過ぎれば、医療については健康保険から切り離され、老人保健で医療機関にかかることになります。

ただし、今まで加入していた健康保険の被保険者あるいは被扶養者としての資格はそのまま残され、医療以外の給付（たとえば傷病手当など）は、いま加入している保険から支払われます。

受診手続きのあらまし

一、七十歳とは

老人保健による医療は七十歳の誕生日の属する月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときはその月から開始されます。

つまり、たとえば誕生日が二月十日であれば三月から開始され、二月一日であれば二月から開始されます。

二、ねたきり状態とは

ねたきり状態とは、文字通り「ねたきり」ということではなく、からだに障害がある状態ということで、その障害の程度については政令で定められています。

六十五歳以前からねたきりの人は六十五歳になって認定を受けた翌月、また六十五歳以上でねたきりになった人は認定を受けた日の翌月から医療が開始されます。

三、健康手帳

医療の対象者（七十歳以上及びねたきりの人）と四十歳以上で健康管理上必要な人などに交付されます。

医療の対象者が医療機関にかかる場合は必ず「健康手帳」と「保険証」を医療機関の窓口に提示して診療を受けることになります。これは、「健康手帳」によって受診資格を、「保険証」によって健康保険資格を明らかにするためです。

四、一部負担金

いままでの老人医療費支給制度では、老人の医療費は無料でしたが、これからは医療費の一部を自己負担することになります。

〈外来受診の場合〉一つの医療機関に一カ月四百円を毎月最初の診療の日に支払います。

※一つの医療機関とは、例えば一カ月の間に内科・眼科などの医療機関にかかった場合、それぞれが一つの医療機関となり、四百円ずつ支払うことになります。

※総合病院（五つ以上の科目があり、百床以上のベッドを持つ病院）は、各診療科を一つの医療機関として扱い各科ごと四百円必要ですが、医師の指示で複数の診療科で受診した場合は四百円ですみます。

〈入院の場合〉一日三百円の一部負担金を二カ月間支払います。ただし、健康保険の被保険者本人が入院した場合は五十日間。

※一部負担金を支払う二カ月間とは、入院した日から計算して翌々月の入院した日の前日までです。その間は一日三百円の一部負担金を支払いますが、その後は何日入院しても支払う必要はありません。

五、医療費の支給

老人保健で医療を受ける場合、健康手帳と保険証を医療機関に提示し、一部負担金を支払えば、いつでも診療を受けることができます。

ただし、次のような場合はかかった医療費を一時本人が立て替え払いし、あとで市に請求して払い戻しを受けることになります。いずれの場合も市長がその必要があったと認めた場合に限ります。

①緊急に診療を受けなければならない場合、近くに保険の医療機関がないなどの理由で、保険の医療機関以外で診療を受けたとき

②旅行中など、緊急やむを得ない事情で健康手帳を提示できなかった場合

③骨折、脱キュウなどで柔道整復師の手当を受けたとき、または保険医の同意を得て、あんま・はり・灸（きゅう）などの治療をうけたとき

④コルセットなどの治療用具を購入したとき

⑤基準看護でない病院へ入院して、病気がとくに重症である場合、付き添い看護の人を雇ってその費用を支払ったとき

⑥入院または転院の場合、歩行困難で自動車を利用し、その運賃を支払ったとき

⑤⑥の場合は原則として事前に市長の承認が必要です。

六、資格の取得と手続

右表の手続をしていただくことになります。

老人保健―資格の取得と手続き

こんなとき	手続き	いつまで
70歳になったとき	保険証を添えて届け出る	70歳の誕生日まで
転入してきたとき	保険証を添えて届け出る	14日以内に
転出するとき	健康手帳を添えて届け出る	転出する前に
死亡のとき	死亡の届出義務者が死亡した者の健康手帳を添えて届け出る	14日以内に
転居のとき	健康手帳を添えて届け出る	14日以内に
保険証が変わったとき	新しい保険証と健康手帳を添えて届け出る	すみやかに
保険資格がなくなったとき	健康手帳を添えて届け出る	すみやかに
65歳を過ぎて寝たきりになったとき	国民年金証書または医師の診断書および保険証を添えて認定の申請をする	寝たきりになったとき

保健事業

老人の病気は慢性的なものが多く、いつまでも健康を保つためには壮年時代からの健康管理が大切です。

このため四十歳以上の人を対象に予防からリハビリテーションまでの健康管理を行います。ただし、保健事業は今後五カ年計画で軌道にのせることになっています。準備の整ったものから順次実施していきます。保健事業は、次の六項目です。

一、健康手帳の交付

健康手帳については、「医療」でも触れましたが、七十歳以上の人（ねたきりの人は六十五歳以上）にとっては、医療を受けるための資格証明書としての性格をもっていますが、それとは別に、自らの健康管理と適切な医療を確保するための健康診査記録など、老後における健康保持増進のための必要な事項を記載してあります。

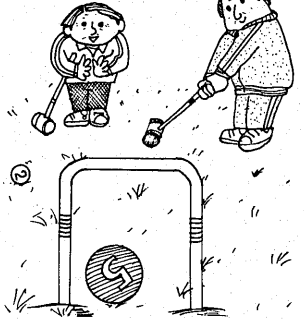

二、健康教育

四十歳以上の人とその家族を対象に、医師、保健婦、栄養士などを講師として保健学級を開きます。

三、健康相談

また、四十歳以上の人で、健康管理上必要と認められる人、その他希望される人に交付されます。

四十歳以上の人およびその家族を対象に、健康相談を開きます。

四、健康診査

健康診査は、成人病の早期発見や予防のため、循環器診査とがん検診を中心に、年一回行います。四十歳以上の人は希望に応じて受けられます。子宮がん検診は三十歳から受けられます。

五、機能訓練

からだが不自由になったり、機能が低下している四十歳以上の人に、機能の維持回復をはかるため訓練を行います。

六、訪問指導

四十歳以上で寝たきりの人に対し、保健婦などが訪問して、栄養の方法や看護方法などの指導を行います。

以上の保健事業は今後準備が整い次第順次実施していきます。

㊫対象者（65歳～69歳）も

一部患者負担に

市では現在、七十歳以上の人と六十五―六十九歳の人を対象に老人医療費を支給し、お年寄りの健康に役立てていただいています。

老人医療費とは、社会保険の被扶養者・国民健康保険加入者が医療機関にかかる時は窓口で医療費の一部を自己負担する必要がありますが、老人に限ってその自己負担金を市が本人に代わって支払う制度です。七十歳以上の人を対象とした制度と、六十五―六十九歳の人を対象とし府の補助金を中心に運営している制度（㊫制度）があります。

今までは、お医者さんにかかっても無料でした。しかし、二月一日からの老人保健法の施行により、七十歳以上と六十五―六十九歳でねたきり状態の人はこの法律でお医者さんにかかることとなります。

又、㊫制度についても、老人保健法との関連から整合性を保つため、二月一日からお医者さんにかかる際窓口で一部負担金を支払っていただくこととなります。

一部負担金を支払うこと以外、お医者さんのかかり方や老人医療費の受給資格などは以前と変わりません。

㊫制度の受給資格は、所得税非課税世帯の人と次に掲げる人に認められます。

①ねたきりの人②障害者③老人だけの世帯の人④ひとり暮らしの人で、以上の人についても所得制限などの条件があります。

詳しいことは、社会課福祉医療係までお問い合わせください。